

様式第9号(第8条関係)

岐阜市告示第525号

要措置区域の公示について

土壤汚染対策法第6条(第2項・第5項)の規定により、下記のとおり要措置区域を(指定・解除)した旨、告示します。

平成26年12月 4日

岐阜市長 細江 茂光

記

1 (指定・解除)理由

土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合する。

2 (指定・解除)区域

岐阜市菊水町2丁目、万代町2丁目の一部  
別添図のとおり

3 当該要措置区域において指定基準に(適合しない・適合する)特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

4 (講ずべき・講じられた)指示措置等

土壤汚染の除去



図1 要措置区域の位置

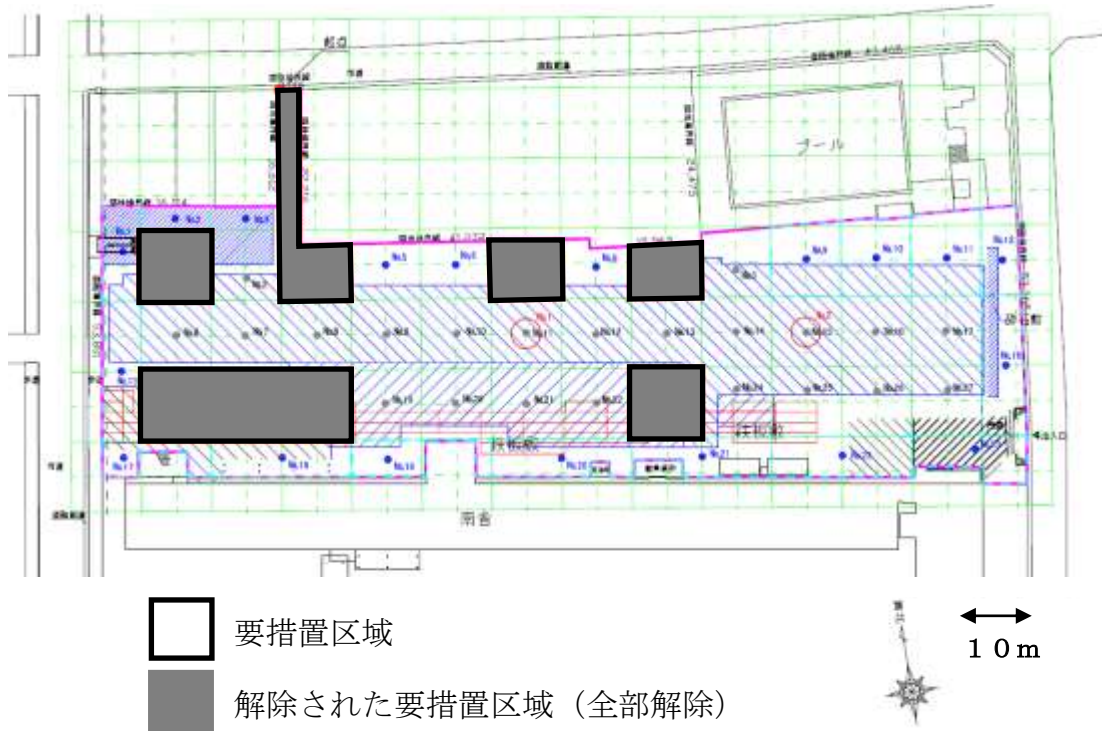


図2 解除区域図